

平成 29 年 2 月 5 日

公益社団法人大阪府柔道整復師会
療養費適正化理念に係る進捗状況について

公益社団法人大阪府柔道整復師会
療養費適正化特別対策班

理念 1 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。

状況：請求額上位 4%の施術所について申請内容を精査した結果、重点確認施術所を抽出し、申請内容の確認作業を実施しています。

報告：対象会員に対しては、10月15日に適正化説明会を行いました。その結果、濃厚施術の改善、多部位施術の改善があり対象会員の理解を得ました。

次回は、平成 29 年 4 月に対象者には説明会を開催いたします。

理念 2 負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

状況：平成 28 年 3 月施術分の初検料のみの申請書件数は 54 件、全体の 0.04%
平成 28 年 4 月施術分の初検料のみの申請書件数は 70 件、全体の 0.05%
平成 28 年 5 月施術分の初検料のみの申請書件数は 71 件、全体の 0.05%
平成 28 年 6 月施術分の初検料のみの申請書件数は 87 件、全体の 0.06%
平成 28 年 7 月施術分の初検料のみの申請書件数は 87 件、全体の 0.06%
平成 28 年 8 月施術分の初検料のみの申請書件数は 72 件、全体の 0.05%
平成 28 年 9 月施術分の初検料のみの申請書件数は 81 件、全体の 0.06%
平成 28 年 10 月施術分の初検料のみの申請書件数は 86 件、全体の 0.06%

報告：医師への紹介用様式を作成し、協議中です。

健康被害をなくすための医科受診指導を促進するという理念より、平成 28 年 11 月より新たに「転医」件数も公開し、合計件数、比率と共に公開する。

平成 28 年 11 月施術分の初検料のみの申請書件数は 245 件、全体の 0.18%
平成 28 年 12 月施術分の初検料のみの申請書件数は 289 件、全体の 0.22%
平成 29 年 1 月施術分の初検料のみの申請書件数は 282 件、全体の 0.22%

理念3 療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

状況：平成28年7月8日、理事会の承認を得て公益社団法人大阪府柔道整復師会療養費適正化特別対策班規程（※別紙）を策定しました。規程に基づき構成員を委嘱し、情報共有体制を構築しています。

報告：①平成28年8月までに相談窓口へ寄せさせた情報は10件で、詳細について調査中です。

その後の調査にて、社団以外の情報であった。

②平成28年9月から11月までに相談窓口へ寄せさせた情報は5件で、詳細について調査中です。

その後の調査にて、社団以外の情報であった。

③平成28年12月から平成29年1月までに相談窓口へ寄せさせた情報は1件で、詳細について調査中です。

その後の調査にて、匿名であり証拠が得られなかった。

理念4 違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

状況：会員に対し、再度、自主改善を求める通知を平成28年8月28日付で発出しました。改善された広告例を近日中に当会ホームページで公表できるよう準備中です。

報告：①平成28年8月までに相談窓口へ寄せさせた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府医療企画課に22件情報提供しています。

②平成28年9月から11月までに相談窓口へ寄せさせた違法広告に関する情報等については、当会の意見を付し、大阪府医療企画課に10件情報提供しています。

理念5 往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

状況：本会会員に対し、理念4と合わせて適正な往療料の支給要件について指導しています。

報告：①保険者からの情報提供に基づき、対象の会員に対して個別説明を行い、改善されたことを確認しました。

②保険者からの情報提供に基づき、対象の会員に対して個別説明を行い、改善されたことを確認しました。

その他

- ① 平成 28 年 8 月までに府内 15 ブロック（全 18 ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催しました。
- ② 平成 28 年 9 月から 11 月までに府内 5 ブロック（全 18 ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催しました。
- ③ 平成 28 年 12 月にも各ブロックで本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催する予定です。
- ④ 平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月までに府内 8 ブロック（全 18 ブロック）で本会会員に対し、理念全般に関する研修会を開催しました。
- ⑤ 適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する問い合わせは 8 月までに延べ 888 件対応しています。
- ⑥ 適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する問い合わせは 9 月から 11 月までに延べ 644 件対応しています。
- ⑦ 適正化理念及び受領委任の取り扱いに関する問い合わせは 12 月から 1 月までに延べ 379 件対応しています。